



金 沢 市 公 報

第 3 1 5 3 号 の 2

令和6年(2024年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 公 告	
○ 予防接種を行うことについて (健康政策課)	1

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により次のとおり公告します。

令和6年8月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に65歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の4に規定する者	令和6年8月1日から令和7年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」(登載省略)のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 明らかな発熱を呈している者
- 重篤な急性疾患にかかっている者
- 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期的予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間、予防接種を受けることができる。

令和6年(2024年)8月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄